

(9) 株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合

23～35 共—7 令第 84 条第 5 号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

(注) 1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね 10%相当額以上であるかどうかにより判定する。

2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前 1 月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

【解 説】

発行法人から株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である株式を取得する権利を与えられた場合には、株主等として与えられた場合（他の株主等に損害を及ぼすおそれのあるものを除く。）を除き、その権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、その払込み又は給付をした日）の株式の価額から当該権利の取得価額に株式と引換えに払い込むべき額を加算した金額を控除した金額がその権利の価額とされる（所令 84 五）。

本通達は、この「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」について、株式の証券取引所への新規上場の場合における株式の価額の決定方法等をも考慮し、具体的に示したもの。

【改正の趣旨等】

会社法では、募集株式に係る決議事項に「募集株式の払込金額」（旧商法においては、「新株の発行価額」）が定められ（会社法 199）、所得税法施行令第 84 条第 5 号の改正において、「発行価額」を「払い込むべき額」として用語の整理が行われた。